

「エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」の修正表

JEO事務局

エステティックサロンにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン ver.2.0における修正点は以下のとおりです。

改定前	改定後
2 ページ 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。	2 ページ 接触感染：感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻、 及び目 を触ると粘膜から感染します。
目次なし	4 ページ 目次
4 ページ また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、エステティックサロン来店の可否について主治医とご相談ください。	5 ページ また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、 新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため 、エステティックサロン来店の可否について必ず主治医とご相談ください。
5 ページ コロナウイルス情報のリンク	6～7 ページ コロナウイルス情報のリンク（ 説明内容とリンク先が異なっていたため修正 ）
8 ページ ②接客コーナー・カウンセリングコーナー ● ● ● 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、横並びにて座ることを心がけること。	10 ページ ② 接客コーナー・カウンセリングコーナー ● ● ● 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、横並びにて座るか、 対面の場合は人と人との距離

	<p>が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離）を避けることを心がけること。</p>
<p>10 ページ</p> <p>③ サロン休業や出勤停止の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、サロン側の判断でのサロンの休業の場合、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合や、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとして決めておくことが望ましい。 	<p>12 ページ</p> <p>③ サロン休業や出勤停止の保証</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。
<p>10 ページ</p> <p>① 保健所への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ● ● お客様のプライバシー及び個人情報の保護と、感染防止のため関係各所に報告を行わなければならないバランスを考慮し、サロン毎の情報公開ポリシーをあらかじめ決めておき、お客様にご理解いただくことが重要。 	<p>13 ページ</p> <p>① 保健所への報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ● ● 感染防止のため関係各所に報告を行わなければならないが、お客様のプライバシー及び個人情報の保護も重要であるため、各サロンで情報公開ポリシーをあらかじめ決めておき、お客様にご理解いただくことが重要である。

以上